

第3次富士見市環境基本計画 骨子（案）

令和5年3月
富士見市

目次

第1章	計画の基本的事項.....
1.	計画策定の趣旨.....
2.	計画の位置づけ.....
3.	計画の期間.....
4.	世界及び日本の動向.....
(1)	地球温暖化問題.....
(2)	資源循環.....
(3)	生物多様性.....
(4)	新型コロナウイルス感染症.....
(5)	SDGsに向けた取組.....
5.	計画の主体と役割.....
6.	計画の対象.....
第2章	富士見市を取り巻く現況.....
1.	富士見市の現況.....
(1)	地域特性.....
(2)	社会的条件.....
(3)	自然的条件.....
第3章	これまでの取組評価と課題.....
1.	第2次富士見市環境基本計画（改訂版）における取組状況の評価.....
2.	環境に関するアンケート調査結果（概要）.....
(1)	環境基本計画の認知度.....
(2)	環境配慮への取組で困難なこと.....
(3)	将来の富士見市に求めるもの.....
(4)	市が実施している取組に対する満足度及び重要度.....
(5)	環境問題に関して行政が行うべきこと.....
3.	課題の整理.....
第4章	計画の目標.....
1.	望ましい環境像.....
2.	基本目標・施策の方針・施策.....
3.	施策の体系.....
第5章	施策の展開.....
1.	基本目標 1 脱炭素・循環型社会を目指すまち.....
(1)	現状と課題.....
(2)	施策の方針.....
①	脱炭素化に向けたまちづくりの推進.....
②	循環型まちづくりの推進.....
(3)	施策.....

第2次富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2. 基本目標 2 豊かな自然と共生するまち.....
 (1) 現状と課題.....
 (2) 施策の方針.....
 (3) 施策.....
3. 基本目標 3 安全で快適に暮らせるまち.....
 (1) 現状と課題.....
 (2) 施策の方針.....
 (3) 施策.....
4. 基本目標 4 みんなで学び、協働するまち.....
 (1) 現状と課題.....
 (2) 施策の方針.....
 (3) 施策.....
第6章 計画の推進体制と進捗管理.....

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

富士見市では、かけがえのない地球環境をまもり、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造を目指して、「環境にやさしい都市宣言」を平成12（2000）年4月に宣言し、さらに平成13（2001）年12月には「富士見市環境基本条例」を制定しました。

この条例の理念に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15（2003）年3月に「富士見市環境基本計画」を策定、さらに変わりゆく人々の生活様式や環境の変化に対応するため、平成25（2013）年3月に「第2次富士見市環境基本計画」を策定し、平成30（2018）年3月には施策や取組を整理・評価し、今後の5年間に向け中間見直しを行った「第2次富士見市環境基本計画（改訂版）」（以下「第2次計画」という）を策定し、望ましい環境像である「いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見」を目指して施策を展開してきました。

この間、海洋プラスチック問題や生物多様性に関する危機など様々な環境に関する課題が発生し、対応がせまられています。また、地球温暖化を抑制するため、「2050年カーボンニュートラル宣言」が提唱され、低炭素に変わり脱炭素に向けた取組や、世界共通の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組の広がりなど、本市をとりまく状況や環境に対する意識は刻々と変化しています。

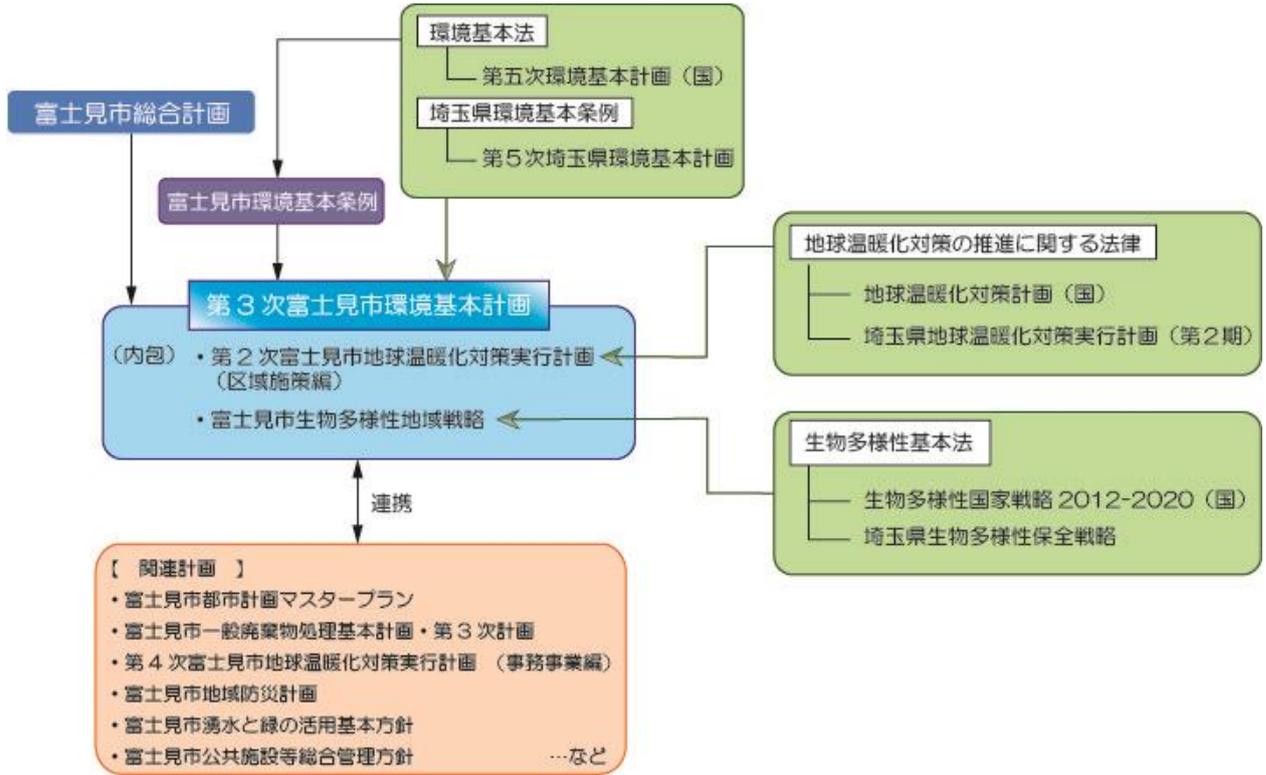
今回、このような環境の状況変化や国内外の動向を踏まえ、第2次計画を見直し、「第3次富士見市環境基本計画」（以下「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置づけ

富士見市では、まちづくりを進めていくための最上位計画として「第6次基本構想 第1期基本計画（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで）」を定め、各種施策を実施しています。

本計画は、富士見市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

なお、「第2次富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「第2次区域施策編」という）及び生物多様性地域戦略は、本計画と結びつきが強く、重複する事項も多いため、本計画に包含することとします。



計画の位置づけ（イメージ）

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。

なお、計画内容は環境問題を取り巻く社会情勢の変化などに対応するよう、中間年（令和 9（2027）年度）に見直しを行います。

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
富士見市総合計画 第 6 次基本構想（令和 3 年度～22 年度）											
第 2 次 計画	第 3 次富士見市環境基本計画（令和 5 年度～14 年度）										次期 計画
					検証						

4. 世界及び日本の動向

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化とは、人間の活動によって二酸化炭素をはじめとする大気中の温室効果ガスが増え、気温が上昇する現象をさします。地球温暖化による影響は多岐にわたり、近年では集中豪雨などの異常気象による災害の発生や生態系の変化などが考えられています。

平成 27（2015）年 12 月の国際連合気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標とし、その目標達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させること」を掲げています。

令和 3（2021）年 8 月に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「第 6 次評価報告書第 I 作業部会報告書」では、「産業革命前からの世界平均気温の上昇は既に約 1℃であり、今後 20 年のうちに 1.5℃上昇に達する可能性がある」と指摘しています。さらに、同年 11 月の国際連合気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を追求することを決意するとの成果文書が採択されました。

日本では、令和 2（2020）年 11 月に衆参両院で気候非常事態宣言が決議され、同年 12 月に国の成長戦略会議において、2050 年カーボンニュートラルに向けた成長戦略を盛り込んだ実行計画が取りまとめられました。令和 3（2021）年 4 月の気候サミットにおいて、我が国は 2030 年度の温室効果ガスの排出を 2013 年度比で 46%削減するとの目標を表明するなど、気候変動を巡る動きは大きく加速しています。令和 3（2021）年 5 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050 年までの脱炭素社会の実現が基本理念として明記されました。そして、令和 3（2021）年 10 月には、「第 6 次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、再生可能エネルギー導入量が大幅に引き上げられるとともに、令和 12（2030）年度 46%削減目標等に向けた対策・施策が示されました。

(2) 資源循環

全国的にもごみを巡る課題は多く、令和 2（2020）年 11 月に公表された「循環型社会形成推進基本計画」の進捗状況の点検結果によると、全国の一般廃棄物の排出量は、長期的には順調に減少してきているものの、短期的には減少量が少なくなっており、更なる取組が必要となっています。

なお、循環利用率については、近年、伸び悩んでおり、廃棄物の発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら、廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが必要です。国は、資源の有限性、廃棄物の処分の制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応することを目的に、令和元（2019）年にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。令和 3（2021）年 6 月には、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向け、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されました。令和元（2019）年に開催された G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみに関して、令和 32（2050）年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大

阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が参加国首脳間で共有されました。

また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、大量の食料を輸入しながら、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている我が国の現状を踏まえ、令和元（2019）年 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されました。

（3） 生物多様性

生物多様性分野における令和 2（2020）年までの世界目標である愛知目標では、令和 32（2050）年までの長期ビジョン「自然と共生」及び 20 の個別目標が掲げられました。その目標達成に向け、各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を設定し、「生物多様性国家戦略」の中に組み込み、取組を進めてきたものの、国際連合の報告書「地球規模生物多様性概況（第 5 版）」によると、20 の個別の目標のうち完全に達成できたものはありませんでした。また、長期ビジョンの達成には、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策の推進、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革など様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要であると指摘しています。

国内においては、生物多様性国家戦略 2012-2020 で生物多様性の認知度を 75%にするなどの目標が設定され、認知度の向上や生態系ネットワークの整備等に取り組んでいます。しかしながら、全国の絶滅危惧種は増加傾向にあり、依然として絶滅の危機に瀕している野生生物が数多くいる状況下にあります。

（4） 新しい生活様式への対応

令和元（2019）年 12 月に確認された新型コロナウイルスは、急速に感染拡大し、世界中で都市封鎖が行われるなど人々の生活だけでなく、世界経済にも多大な影響を及ぼしています。

日本でも緊急事態宣言がくり返し発出され、感染拡大防止策として外出の自粛やテレワークの推奨など生活様式が大きく変化しました。環境分野でも新たな生活様式への対応が求められます。

（5） SDGs に向けた取組

平成 27（2015）年 9 月に環境・経済・社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す、世界共通の持続可能な開発目標、SDGs が国際連合において採択されました。「世界の変革」と「誰一人取り残さない」を基本理念とし、17 ある目標の多くが環境に関連しています。

国は平成 30（2018）年 4 月に閣議決定した「第五次全国環境基本計画」において、各地域が地域資源を生かし、自立・分散型の社会



出典：国際連合広報センター

を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し合い、支え合う「地域循環共生圏」を提唱しています。

富士見市においても本計画の施策を実行することで関連するSDGsに貢献することができます。

5. 計画の主体と役割

本計画は、市民・事業者・行政、それぞれの立場で役割を果たすとともに、相互に連携・協働して、積極的に環境の保全と創造に取り組むことを基本とします。

富士見市環境基本条例（抜粋）

〈市の責務〉

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

〈市民の責務〉

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

〈事業者の責務〉

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

市民の役割

本市及び地球規模の環境の保全と創造を担う役割を理解し、環境に関する正しい知識を習得することや、日常生活の中で環境に配慮した取組の自主的な実践に努めるほか、市民団体等の活動及び市の実施する施策に積極的に参加・協働することで、個人では実践が困難な取組の達成を目指します。

事業者の役割

事業活動に伴う環境への影響を認識・把握し、環境に配慮した業務実施体制の構築や、自主的な企業努力による環境に配慮した取組のほか、市民や市と連携した取組を実践するとともに、市外、業界内及び国内外との広域的な連携による積極的な環境配慮型の事業活動を進めます。

行政の役割

本市及び地球規模の環境の保全と創造のために、施策・事業を総合的かつ計画的に推進します。また、市民及び事業者の協力を得るため、積極的に情報提供を行うとともに、自ら事業活動に対して検証・改善を行うなど、環境に配慮した取組においてイニシアチブをとるほか、国・県・近隣の地方公共団体と連携し、広域的に捉えた活動に取り組みます。

～市民・事業者・行政の協働組織～ 富士見市環境施策推進市民会議の役割

環境に関する取組に対して知識と意欲を持って進める協働組織として、市民・事業者の環境に配慮した行動を促すとともに、市民・事業者・行政が協働して取り組む活動において 3 者の調整を行うなど、環境にやさしいまちづくりを進めます。

～富士見市環境施策推進市民会議とは～

人と自然とが共生できる豊かな環境の創造を目指し策定された「富士見市環境基本計画」に基づき、平成 15 年 6 月に「富士見市環境施策推進市民会議」が設立されました。環境にやさしいまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が一丸となって以下のような様々な環境問題に関する活動を行っています。

- ◆ 富士見市地球温暖化防止及び生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーン
- ◆ 富士見市をきれいにする条例啓発街頭キャンペーン
- ◆ エコライフデーの小・中・特別支援学校への実施
- ◆ 富士見ふるさと祭りへ環境啓発に関する展示等
- ◆ 処理困難物一斉回収 など

6. 計画の対象

本計画の対象地域は本市全域とします。なお、広域的な環境問題については、国・県・近隣の地方公共団体と連携して取り組むこととします。

また、本計画の対象とする範囲は、以下の4項目とします。

地球環境	地球温暖化、資源・再生可能エネルギー、廃棄物・リサイクル など
自然環境	生物多様性、森林、河川、湧水 など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、景観、交通、環境美化、放射能 など
教育・協働	環境教育・環境学習、環境情報 など

第2章 富士見市を取り巻く現況

1. 富士見市の現況

環境の保全と創造に向けた施策を展開していくためには、市の地域特性と環境状況を把握し、環境課題を抽出することが求められます。

(1) 地域特性

富士見市は埼玉県南東部に位置し、東部はさいたま市、北部は川越市・ふじみ野市に、西は三芳町に、南部は志木市にそれぞれ接しています。北東部には荒川と新河岸川が流れ、北部と東部には荒川が作り出した荒川低地が形成されています。また、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地との境の斜面からいくつもの湧水が湧く、都市近郊でも貴重な湧水が存在するまちです。

また、貝塚などの歴史的価値のある遺跡も数多く残り、都市交通の進展とともに発展してきた都市近郊のベッドタウンです。



富士見市の地形

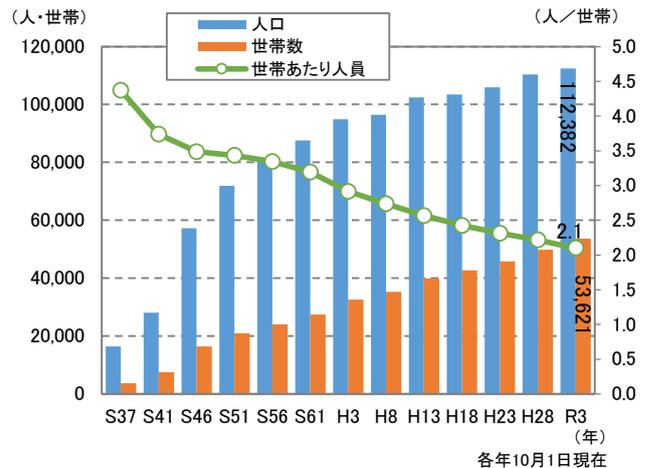
参照：地形分類図（国土交通省）を基に作成

(2) 社会的条件

① 人口・世帯数の推移

人口及び世帯数は増加傾向を示していますが、世帯数あたりの人員数は減少傾向にあり、単身世帯や核家族の増加が考えられます。

また、「富士見市人口ビジョン」(令和2年5月)では、令和7年頃をピークに人口は減少段階に入るものと見込んでいます。



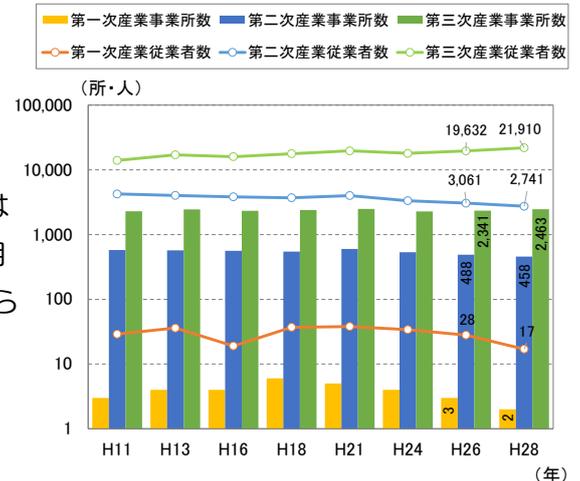
人口・世帯数の推移

出展：「統計ふじみ」

② 産業構造の変化

農業を中心とした第一次産業と、鉱業・建設業及び第二次産業の事業所数及び従業員数はわずかに減少傾向となっています。

商業を含む第三次産業の事業所数及び従業員者数はわずかに増加傾向にあり、平成27(2015)年4月の「ららぽーと富士見」の開業が背景にあると考えられます。



産業構造の推移

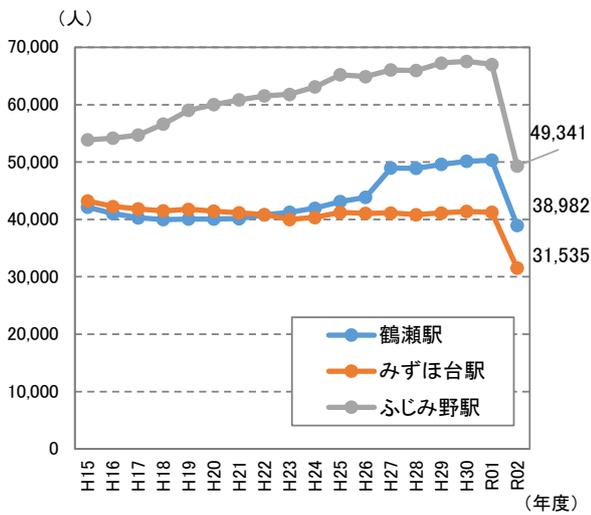
出典：平成18年までは「事業所・企業統計調査」、平成21年以降は「経済センサス」(経済産業省)

③ 社会資本整備

市内には「鶴瀬駅」、「みずほ台駅」、「ふじみ野駅」の3つの駅があり、1日平均乗車数は平成27年以降おおむね横ばいで推移していました。しかし、令和元（2019）年12月に確認された新型コロナウイルス感染症の流行によるテレワーク等の増加により、令和2年度は市内すべての駅で大きく減少しています。

市道は、舗装や歩道の整備を進めており、令和3（2021）年度において舗装率78.4%、歩道等設置率は10.1%となっています。

都市公園は、土地区画整理等による公園・緑地の整備を進めており、街区公園で2箇所0.7ha、都市緑地で0.8haの増加となっています。その反面、保存樹林は1箇所0.7ha、緑の散歩道は3箇所0.5haの減少となっています。



市内の1日平均乗降者客数

出典：「埼玉県統計年鑑」（埼玉県）

区分	平成28年度 (3月31日)		令和3年度 (12月31日)	
	箇所数	面積	箇所数	面積
街区公園	29	5.8	31	6.5
近隣公園	4	5.0	4	5.0
歴史公園	2	5.8	2	5.8
都市緑地	16	18.5	16	19.3
地区公園	1	4.7	1	4.7
保存樹林	15	4.4	14	3.7
緑の散歩道	6	1.2	3	0.7
市民緑地	4	1.9	4	1.9

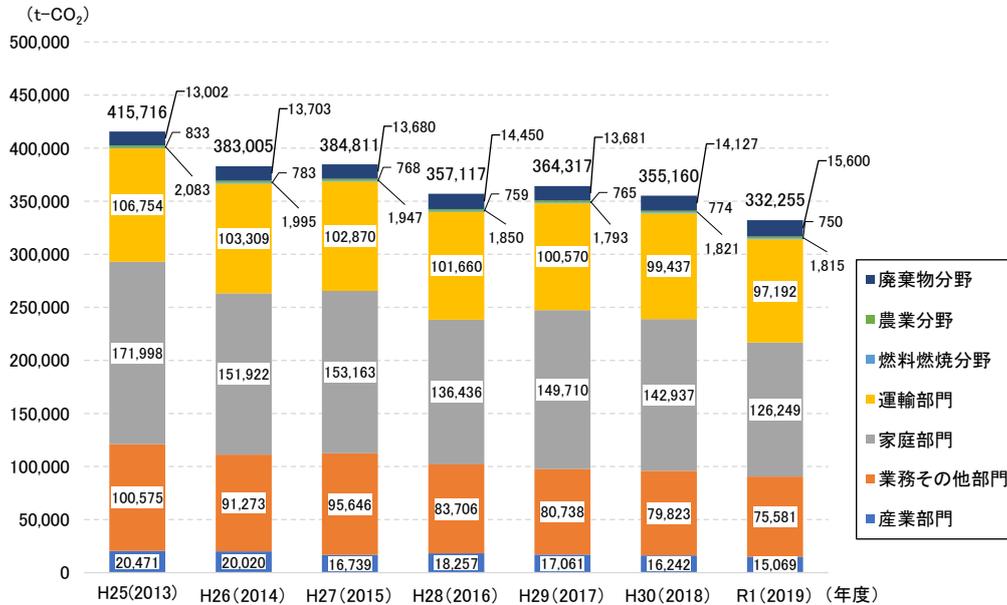
公園・緑地の状況

出典：「統計ふじみ」

④ 温室効果ガス排出量

市域から排出される温室効果ガスを算定した結果、平成 25 年度をピークに若干の増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。平成 25 年度と令和元年度を比較すると、家庭部門、業務その他部門が大きく減少しています。

主な排出源は家庭部門、運輸部門、業務その他部門の3部門が約 90%を占めており、各家庭や事業所の電気使用量、自動車燃料使用量の削減が求められます。



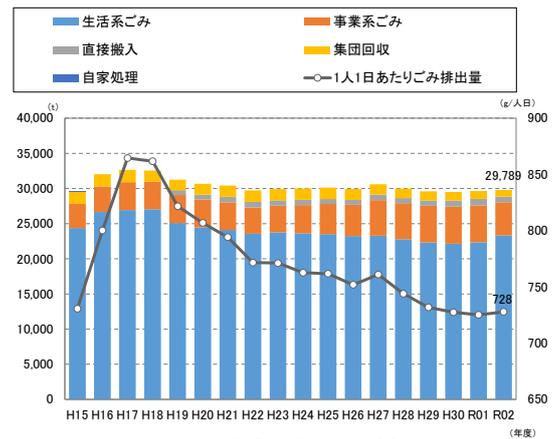
市域から排出される温室効果ガスの推移

⑤ ごみ排出量

令和元年度まで事業系ごみの増加が見られましたが、令和2年度には減少に転じたのに対し、近年減少傾向にあった生活系ごみは、令和2年度には増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワークが増えたことで在宅時間が長くなったことなどが考えられます。

また、令和2年度における1人1日あたりのごみ排出量は約 728gで、県内第1位の少なさを誇っています。

資源化率は、近年概ね 19%前後で推移しており、リサイクルの推進に努めています。



ごみ排出量の推移

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

(3) 自然的条件

① 湧水

湧水は、生態系を含む自然環境や地域の生活・文化と深い関わりを持っており、本市においても身近な水源や生活の場として親しまれてきました。

令和3年度の調査では29箇所の湧水が確認され、平成30年度の調査と同様の確認数となっており、確認された湧水の中にはサワガニなどの貴重な生きものの生息場所となっているものもあります。また、近年ではその緊急・災害時における生活用水、環境学習の教材、観光資源としての役割も注目され、湧水の保全と活用の必要性が高まっており、市では湧水と緑の活用について具体的に示す「富士見市湧水と緑の活用基本方針」を令和3年度に策定しました。



湧水の地点図を挿入予定

No.	地点名		湧出量 (L/min)	水温 (°C)	水素イオン 濃度(pH)	アクセス	親水性	動物の 生息環境
1	下の水車 (民地)	東側	21.6	18.2	6.5	△	△	◎
		西側	31.8	19.7	6.9	△	○	◎
2	下鶴馬氷川神社		計測不可	19.6	6.6	○	×	◎
3	谷津の森公園		計測不可	18.0	6.09	×	×	◎
4	雲居の滝		414	18.5	5.96	○	△	◎
5	諏訪氷川神社裏		72	18.5	6.04	○	○	◎
6	民地		25.8	17.8	6.6	×	×	○
7	山室地藏堂		4.5	18.4	6.6	×	△	○
8	民地		78	18.0	6.5	×	×	○
9	民地		計測不可	17.9	6.1	×	×	○
10	関口不動堂下		4.62	18.5	6.0	○	×	×
11	西桜井		120	18.8	6.8	○	○	×
12	上の水車(江川親水公園)		57.6	18.3	6.1	○	○	○
13	関戸坂下(民地)		2.64	18.5	6.2	×	×	△
14	中の水車(民地)		計測不可	計測不可	計測不可	○	×	×
15	中の水車(民地)		計測不可	21.0	6.3	×	×	△
16	民地		120	19.0	6.2	×	×	○
17	民地		1.1	21.3	6.5	×	×	×
18	中の水車(こぼと保育園)		210	20.2	6.23	○	○	△
19	中の水車		15.2	20.3	0.208	○	×	×
20	来迎寺下		66	18.7	6.39	○	○	△
21	上井戸		102	17.7	6.1	○	○	△
22	大應寺		計測不可	17.5	6.26	○	○	×
23	神明社		計測不可	21.2	6.59	○	×	×
24	台下(石井緑地公園)		76.7	18.0	6.37	○	○	◎
25	民地		8.19	20.2	6.9	×	×	△
			3.88	20.0	6.9			
26	性蓮寺		78	20.8	6.3	○	○	△
27	おいど		222	17.6	6.03	○	○	○
28	別所水神		計測不可	18.9	6.0	○	○	○
29	クリカラ不動(栗谷津公園)		474	18.0	6.03	○	○	△

注：アクセス：湧水地点への行きやすさで、○：可、△：可（制限あり）、×：不可を示しています。

親水性：水とのふれあいのしやすさで、○：可、△：可（制限あり）、×：不可を示しています。

動物の生息環境：湧水地点とその周辺での小動物や昆虫類などの生息環境として、◎：樹林に囲まれているなど良好な生息環境と推測でき、実際に生物が確認できた、○：樹林に囲まれているなど良好な生息環境と推測できる、△：限られた動物の生息環境として適していると推測できる、×：人工構造物が多いなど生息環境として適していないを示しています。

② 動植物

起伏のある地形や水田、湧水、河川等の水辺環境が豊富な富士見市には、多くの動植物が生息・生育しています。

令和3年度に実施した調査では、植物 391 種、哺乳類9種、両生類5種、爬虫類8種、鳥類68種、昆虫類 544 種が確認され、水生生物調査では、魚類 21 種、底生動物 87 種が確認されました。これらの多くは、水辺環境を好む生きものであり、河川や水田等が多くある本市の環境を反映した結果となっています。確認された種の中には絶滅の危惧に瀕している貴重な動植物も確認されているほか、一部の湧水地ではサワガニなどの湧水の豊富な富士見市ならではの生きものも見られました。

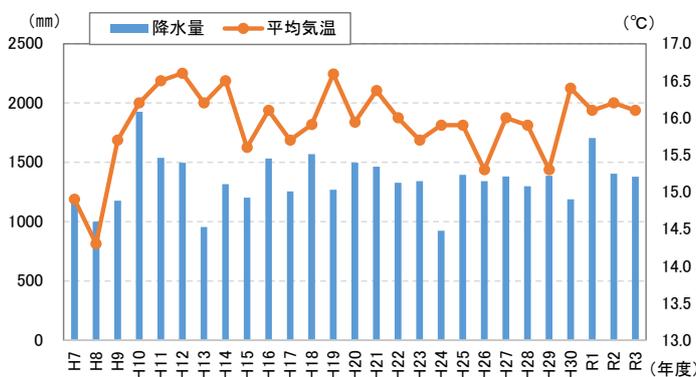
レッドリスト記載種の代表例や写真を掲載予定。

③ 気象、大気質、水質

年間平均気温と年間降水量は、ともに変動を繰り返しながら概ね横ばいで推移していますが、近年は世界的に集中豪雨などの異常気象が問題となっています。

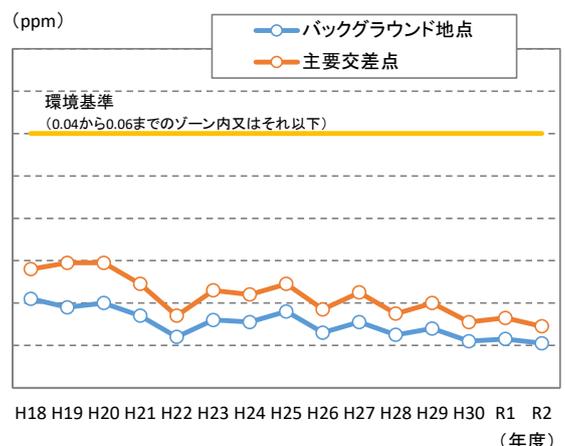
大気質の状況把握として、毎年度定期的に二酸化窒素濃度を主要交差点とバックグラウンド地点で測定しており、その数値は環境基準を満たしており、減少傾向にあることから、ばい煙等公害規制や次世代型自動車の普及による効果が表れていると考えられます。

河川環境の状況把握として、毎年度定期的に水質調査を実施し、水質汚濁の状況を確認しています。経年変化をみると、BOD は唐沢堀については変動が大きく環境基準を超えるときがあるものの、その他の河川は低い値で推移しており、DO はわずかに上昇傾向にあることが伺えます。これらは、水質が改善傾向にあることを示しており、これまでの水質保全の取組成果と考えられます。なお、類型指定されている新河岸川及び柳瀬川はともに環境基準を満たしています。



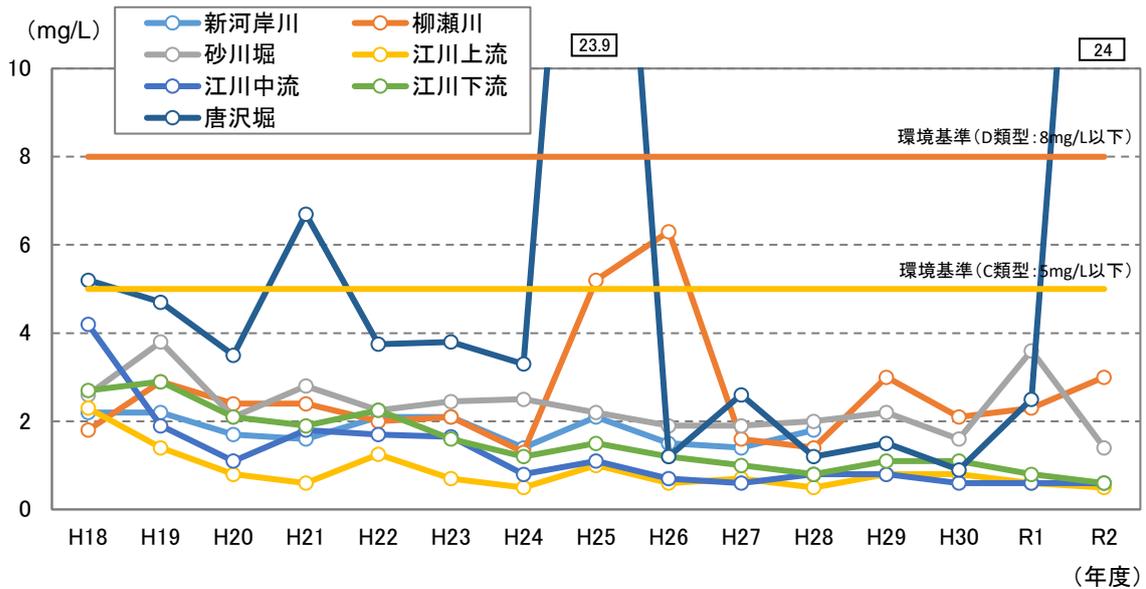
年間平均気温と降水量の推移

出典：「統計ふじみ」



大気中の二酸化窒素濃度の推移

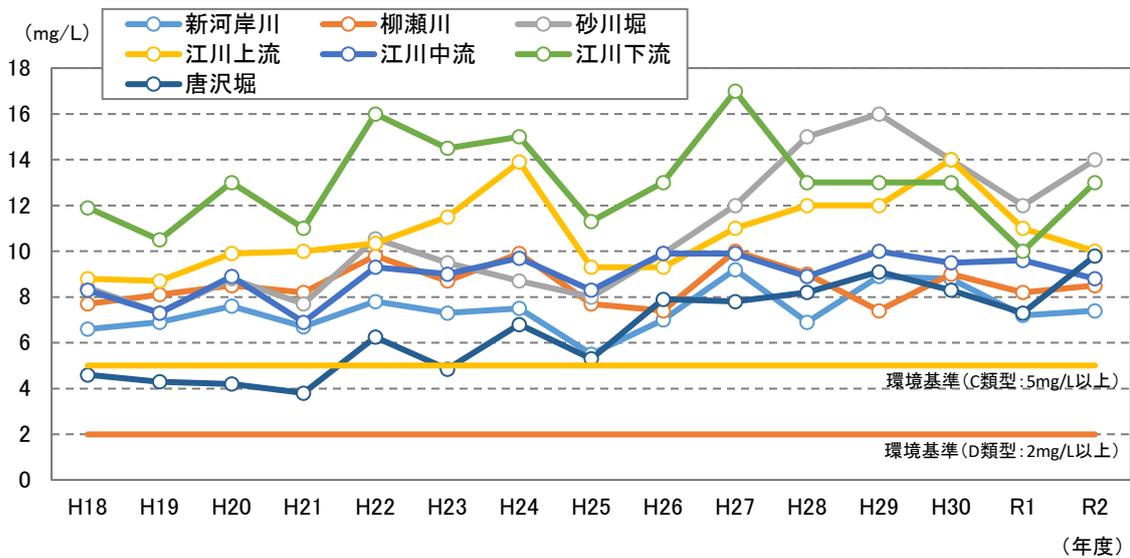
出典：「統計ふじみ」



注1: 柳瀬川はC類型、新河岸川は平成23年度までD類型、平成24年度以降C類型
 注2: 平成25年度及び令和2年度の唐沢堀における原因調査結果は不明

河川水中のBOD (生物化学的酸素要求量) の推移

出典:「統計ふじみ」



河川水中のDO (溶存酸素量) の推移

出典:「統計ふじみ」

④ 歴史・文化

富士見市には、水子貝塚公園 (国指定史跡) 及び難波田城公園 (県指定旧跡) の2つの歴史公園があり、当時の生活様式や市の歴史を垣間見ることができます。これらの歴史公園は緑も多く残されており、様々な生きものの生息場所としても機能していると推測できます。

第3章 これまでの取組評価と課題

1. 第2次富士見市環境基本計画（改訂版）における取組状況の評価

本計画の策定にあたり、前計画である第2次富士見市環境基本計画（改訂版）における施策の取組状況を以下のとおり整理しました。

進捗状況調査票がまとめ次第掲載

2. 環境に関するアンケート調査結果（概要）

アンケート調査結果を掲載

3. 課題の整理

本市の現況を踏まえつつ進捗状況調査結果と環境に関するアンケート調査結果から課題を以下のとおり整理しました。

課題

関連項目	課題
地球温暖化・脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯数の増加 ・家庭部門、運輸部門、業務その他部門での温室効果ガス削減 ・再生可能エネルギーへの転換 ・事業者の環境配慮行動を後押しする施策の検討 ・事業者を対象とした補助金の拡大 ・再エネ設備等の設置場所の制約 ・緑化の維持 <p>など</p>
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化 ・資源化率の向上 ・バイオマスの利活用の推進 <p>など</p>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化 ・交通安全の強化 ・公害の防止 ・災害対策の強化 <p>など</p>
自然環境・生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・里地、里山の保全 ・湧水の保全、有効活用 ・湧水の重要性の周知 ・生物多様性の保全 ・レッドリスト記載種の保全 ・緑地の保全、維持、管理 <p>など</p>
環境学習・環境教育・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報の効果的な発信 ・環境基本計画そのものの周知 ・環境に関するボランティアの増員 <p>など</p>

第4章計画の目標

1. 望ましい環境像
2. 基本目標・施策の方針・施策
3. 施策の体系

施策体系図（案）参照

第5章 施策の展開

1. 基本目標1 脱炭素・循環型社会を目指すまち

(1) 現状と課題

【現状】

- 行政の事務事業における温室効果ガスの排出量を計画的に削減することを目的として「第4次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を令和4（2022）年3月に策定し、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比46%削減（3,714t-CO₂）を目標とし、令和32（2050）年度の排出ゼロを目指しています。
- 本市では令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、令和4（2022）年4月に「富士見市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

【課題】

(2) 施策の方針

① 脱炭素化に向けたまちづくりの推進 第2次富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1. 計画策定の背景

地球規模で問題となっている地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。温暖化の原因は、わたしたちの日常生活から排出される温室効果ガスとされており、温暖化を防止するためにはわたしたち一人ひとりが積極的に温室効果ガスの削減に取り組むことが重要です。

我が国では令和2（2020）年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、脱炭素社会に向けて動き出しました。令和3（2021）年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度と比較して46%削減する旨が公表され、同年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画が閣議決定されました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

本市においては、平成30（2018）年3月に「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、地球温暖化防止に向けた取組を行ってまいりましたが、近年の国際的な動向や国内の動向を踏まえると、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

また、本市では温室効果ガスの削減に向けた各種取組を市民・事業者・行政の協働により進めてきましたが、脱炭素社会の実現に向けて更なる取組が必要となっていることから、豊かな自然と持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、令和 4（2022）年 4 月に「富士見市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。したがって、脱炭素化に向けて、これまでの取組の見直し・改訂を行い、第 2 次区域施策編を策定します。

II. 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）（以下、「温対法」という）によると、富士見市において「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定は努力義務となっていますが、引き続き本計画の地球温暖化対策分野の実行計画として、温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、施策に取り組んでいきます。

III. 計画期間

第 2 次区域施策編の計画期間は本計画の計画期間との整合を図り、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。

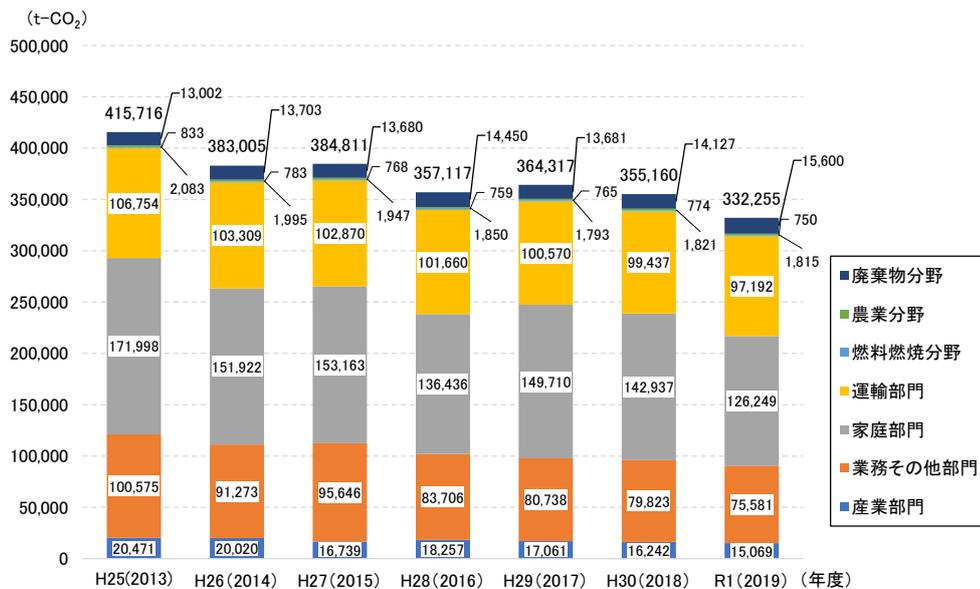
IV. 対象とする温室効果ガス

第 2 次区域施策編で対象とする温室効果ガスは下記のとおりとします。なお、代替フロン等 4 ガスについては対象となる排出活動を行う事業者がないため、策定時点では算定を行っていませんが、今後新たに該当事業者が確認された場合は算定を行うこととします。

温室効果ガス		算定対象としたガス種	地球温暖化係数 (GWP)	主な発生源
エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)		●	1	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用 工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)		●		
メタン (CH ₄)		●	25	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用 (等)、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)		●	298	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の使用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用 (等)、排水処理
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	—	12~14,800	クロロジフルオロメタン又は FFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
	パーフルオロカーボン (PFC)	—	7,390~17,340	アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	—	22,800	マグネシウムの合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・廃棄
	三フッ化窒素 (NF ₃)	—	17,200	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

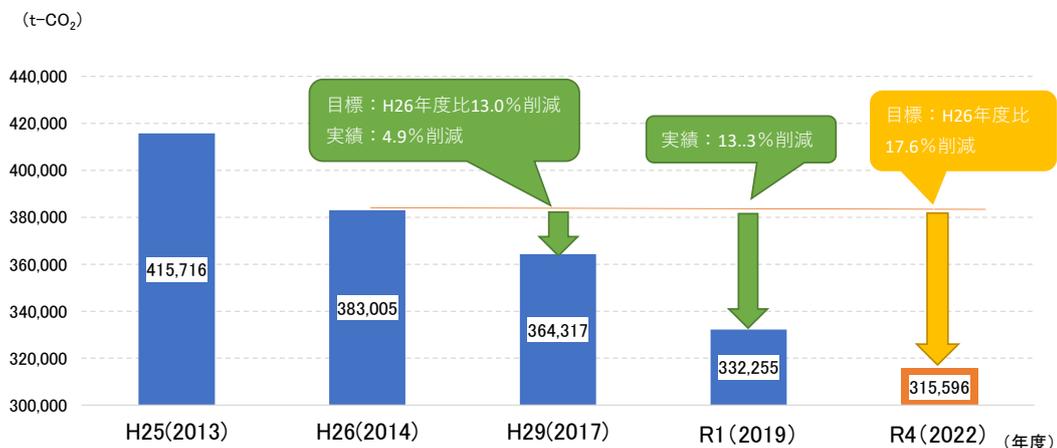
V. 推計値と分析結果

本市から排出される温室効果ガス排出量の算定結果は、第 2 章「富士見市を取り巻く現況」で示したとおり、平成 25（2013）年度をピークに若干の増減を繰り返しながら減少傾向にあります。排出分野の内訳も平成 25（2013）年度から令和元（2019）年度にかけて大きな変化はなく、主な排出分野は家庭部門、運輸部門、業務その他部門となっています。この 3 部門はわたしたちの生活と密接に関わる部門であるため、一人ひとりが温室効果ガス削減に対する意識を持つことが重要です。



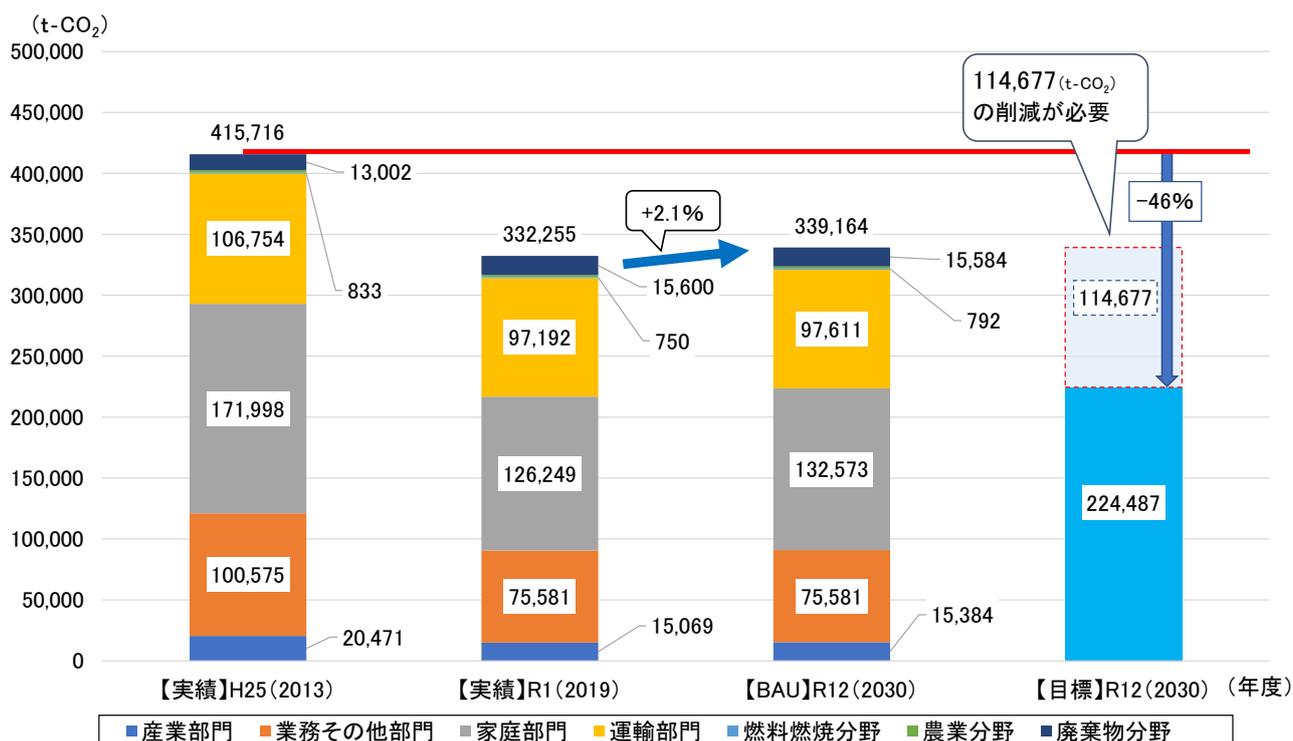
市域から排出される温室効果ガスの推移

第 2 次計画では中間目標として平成 29（2017）年度の排出量を平成 26（2014）年度比で 13.0%を掲げていましたが、実績値は 4.9%削減となっており、中間目標を達成することはできませんでした。さらに、最終目標として、令和 4（2022）年度の排出量を平成 26（2014）年度比で 17.6%削減することとしており、推計可能な直近年度である令和元（2019）年度の削減率は 13.3%となっています。



第 2 次計画で掲げた温室効果ガス排出量の削減目標との比較

また、本市の温室効果ガス排出量削減に関して今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢排出量、以下「BAU 排出量」という）を推計すると、国の掲げた目標年度である令和 12（2030）年度の BAU 排出量は、令和元（2019）年度と比較して 2.1%の増加となる見込みです。増加の要因として、活動量となる世帯数及び自動車保有台数等の増加が見込まれることが考えられます。第 2 次区域施策編の目標となる令和 12（2030）年度における排出量を平成 25（2013）年度比で 46%削減するためには、BAU 排出量から 114,677 t-CO₂の削減を目指す必要があります。



市域から排出される温室効果ガスの BAU 排出量

VI. 目標値

第 2 次区域施策編における温室効果ガスの削減目標値は、国及び県との整合を図り、平成 25（2013）年度を基準年度とし、令和 12（2030）年度までに 46%削減を目標とします。

分野別の目標値を設定予定

②循環型まちづくりの推進

(3) 施策

- 脱炭素型の生活スタイルの普及
- 節電・省エネの推進
- 再生可能エネルギーの利用促進・啓発
- 次世代型自動車の普及・推進
- 二酸化炭素吸収源の確保
- 4R の推進
- ごみ減量化の推進
- 食品ロスの削減
- バイオマスの利活用の推進
- 脱プラスチック化の推進 など

施策体系図（案）参照。
素案段階で詳細を記載。

2. 基本目標 2 豊かな自然と共生するまち

(1) 現状と課題

(2) 施策の方針

①緑と水の保全

②湧水の保全・活用

③生物多様性の保全 **富士見市生物多様性地域戦略**

(3) 施策

- 緑地の保全と維持管理
- 河川・水路等の水辺環境の整備
- 河川水質の監視
- 里地里山環境の保全
- 湧水地の適切な維持管理
- 湧水の利活用
- 生態系の保全
- 外来種対策の強化
- 希少な動植物の保全
- 生物多様性の周知 など

3. 基本目標 3 安全で快適に暮らせるまち

(1) 現状と課題

(2) 施策の方針

①公害のない環境の維持・推進

②公園・緑地の整備

③美しいまちづくりの維持

(3) 施策

- 大気、水質、騒音等の監視
- 生活型公害の対策
- 公園・緑地の維持・管理の推進
- 鳥獣被害の対策
- 不法投棄の防止
- 土地・建物の適正管理の推進
- 交通インフラの維持・活用 など

4. 基本目標4 みんなで学び、協働するまち

(1) 現状と課題

(2) 施策の方針

①環境教育・環境学習の推進

②環境保全活動の推進

(3) 施策

- 環境学習の場の創出
- 温暖化防止活動の推進
- 環境情報の発信の充実
- 市民・企業等の支援
- 地域との連携
- 市民・事業者・行政連携の推進 など

第6章 計画の推進体制と進捗管理

いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見(仮)

基本目標（仮）

【地球環境】

脱炭素・循環型社会を目指すまち

【自然環境】

豊かな自然と共生するまち

【生活環境】

安全で快適に暮らせるまち

【教育・協働】

みんなで学び、協働するまち

施策の方針（仮）

- ①脱炭素化に向けたまちづくりの推進
【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】
- ②循環型まちづくりの推進

- ①緑と水の保全
- ②湧水の保全・活用
- ③生物多様性の保全【生物多様性地域戦略】

- ①公害のない環境の維持・推進
- ②公園・緑地の整備
- ③美しいまちづくりの維持

- ①環境教育・環境学習の推進
- ②環境保全活動の推進

施策（仮）

- ▶脱炭素型の生活スタイルの普及
- ▶節電・省エネの推進
- ▶再生可能エネルギーの利用推進・啓発
- ▶次世代型自動車の普及・推進
- ▶二酸化炭素吸収源の確保
- ▶4Rの推進
- ▶ごみ減量化の推進
- ▶食品ロスの削減
- ▶バイオマスの利活用の推進
- ▶脱プラスチック化の推進 など



- ▶緑地の保全と維持管理
- ▶河川・水路等の水辺環境の整備
- ▶河川水質の監視
- ▶里地里山環境の保全
- ▶湧水地の適切な維持管理
- ▶湧水の利活用
- ▶生態系の保全
- ▶外来種対策の強化
- ▶希少な動植物の保全
- ▶生物多様性の周知 など



- ▶大気、水質、騒音等の監視
- ▶生活型公害の対策
- ▶公園・緑地の維持・管理の推進
- ▶鳥獣被害の対策
- ▶不法投棄の防止
- ▶土地・建物の適正管理の推進
- ▶交通インフラの維持・活用 など



- ▶環境学習の場の創出
- ▶温暖化防止活動の推進
- ▶環境情報の発信の推進
- ▶市民・企業等の支援
- ▶地域との連携
- ▶市民・事業者・行政連携の推進 など

